

# 国民年金

★ねんきん定期便専用ダイヤル（特別便）  
TEL 0570-058-555  
I P 電話・PHSからは03-6700-1144

★ねんきんダイヤル（一般的な相談）  
TEL 0570-05-1165  
I P 電話・PHSからは03-6700-1165



## 春の叙勲・褒章 受章おめでとうございます



藍綬褒章  
藤田博信さん(桜山上町)

藤田さんは枕崎市役所在職中、選挙管理委員会事務局職員として21年勤務し、退職後の昭和59年には枕崎市明るい選挙推進協議会委員、平成16年からは同会長として明るい選挙の推進に情熱を注いできました。また、平成元年には枕崎市選挙管理委員会委員に、平成5年からは同委員長を務めるなど、26年の長きにわたり、民主政治の運営・発展のために尽力し、現在の市政の基盤づくりに多大な貢献をされています。

今回の受章について藤田さんは「一人で成したのではなく、関係する多くの方々と一緒に頑張った結果であり、みなさんと感謝したい。これからも明るい選挙の推進に尽力したい」と話されていました。



旭日双光章  
松元忠男さん(緑町)

松元さんは昭和54年、地域住民に推されて枕崎市議会議員に初当選。以来5期20年の長きにわたり市議会議員を務めてこられました。この間、文教厚生委員会委員長や産業建設委員会委員長、議会運営委員会委員長を務めるなど多くの要職を歴任し、議会の健全な運営に努力を重ねてこられました。

また、昭和61年から16年間、緑町公民館長を務め、住民福祉の向上や地域の活性化に尽力するなど、地方自治の発展に多大な貢献をされました。

今回の受章について松元さんは「私だけのものではなく、市民の皆様方のご支援の賜物だと感謝申し上げます」と話されていました。

### ●年金を受給されていない高齢者の皆様へ 合算対象期間(カラ期間)はありませんか？

老齢基礎年金を受けるためには、原則として、公的年金制度の保険料を納付した期間と免除された期間を合算して25年の年金加入期間が必要となります。

**合算対象期間(カラ期間)とは？**  
しかしながら、これまでの年金制度の変遷の中で国民年金に任意加入しなかったり、国民年金の被保険者の対象となっていないなど、などにより25年を満たさない場合があります。(※生年月日により、25年の年金加入期間がなくて

も受給できることがあります。)そこで、このような方も年金を受給できるように、受給資格期間としてみなすことができ期間があり、この期間を合算対象期間(カラ期間)といえます。

公的年金制度の保険料を納付した期間と免除された期間に合算対象期間を加えた期間が25年以上あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。

なお、合算対象期間中は、保険料を納付していただく必要

ありませんので、受給資格期間には入りませんが、年金額には反映されません。合算対象期間については、本人の申出が必要となります。

#### 合算対象期間の例

- ①昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間で、厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった20歳以上60歳未満の期間
- ②平成3年3月までに学生であって、国民年金に任意加入しなかった期間(20歳以降)
- ③昭和61年3月までに厚生年金などから脱退手当金を受けた期間
- ④海外在住の日本人

■合算対象期間がないために25年の資格期間を満たせない方は、60歳から70歳までの間に国民年金の任意加入者になることもできます。この場合、一般の一号被保険者と同様の保険料の納付が必要となり、免除制度はありませんのでご注意ください。

#### 問合せ

- ・鹿児島南年金事務所  
TEL 099-251-3879
- ・市役所市民生活課国民年金係  
TEL 72-1111 内線144

◎年金受給者が亡くなられたら返給権消滅(死亡届・未支給分請求)の手続きが必要です。

### 「ねんきん定期便」届いたらしっかり確認を

平成21年度に引き続いて、本年度も、国民年金および厚生年金に加入している方に、「ねんきん定期便」が日本年金機構から誕生月に送付されます。これは、毎年度、加入者のお一人おひとりに対し、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報を分かりやすくお知らせし、現役世代、特に若い世代の方に保険料負担と年金給付の関係を実感していただくことを目的とするものです。



### 熱く燃えた 南日本招待 高校野球大会



▲声援を送る大応援団

▲一丸となり勝利を目指す

## 高校通信 枕高14号

枕崎高校へのお問い合わせ  
TEL 72-0217 (代表)

### 今月のテーマ 大活躍！枕高野球部

枕崎高校野球部は、小園監督の指導の下、新入部員を含め19名で活動しています。

春の県大会はベスト8に進出し、5月8・9日に行われた第40回南日本招待高校野球では、代表6校のうち唯一の公立校として選ばれ、第82回選抜高校野球の優勝校である興南高校(沖縄県)と対戦しました。生徒や保護者だけでなく、顕姓高校や薩南工業高校の野球部、地域の方々の大応援の中、3-1と惜敗しましたが、部員の自信へつながったようです。

5月末にはNHK旗争奪選抜鹿児島大会、7月には全国高校野球選手権大会鹿児島県予選が行われます。今後の野球部の活躍にご期待ください。

#### 川畑諒平くん(主将・ショート)



今までチーム全員の気持ち一つにするために、練習でも試合でも主将としてチームを引っ張ってきました。春のベスト8や招待試合出場の間を過ごすことができました。最後の夏に向け、3年生を中心に後輩たちがついてきてくれるようにさらに気合いを入れて頑張ります。

#### 長谷侑樹くん(ピッチャー)



招待野球ではチャレンジャーのつもりでいきました。思うようなプレーができませんでした。自信がなくなりましたが、これからは夏の大会に向けて自分のやれることをやって悔いのないようにしたいです。

#### 松山拓世くん(キャッチャー)



一番嬉しかったことは、招待野球に出場できたことです。この試合で出た課題を克服し、もっと強いチームになって最後の大会に向かって頑張っていきたいです。

## 税 始まっています

### 公的年金からの引き落とし(特別徴収)

昨年10月より、年金所得にかかる市民税・県民税を、公的年金から引き落とす特別徴収制度が始まっています。なお、この制度は納付方法の変更ですので、新たな負担が生じることはありません。

■今年度の市・県民税額及び10月以降の年金引き落とし額については、6月にお送りする納税通知書でご案内します。

・市・県民税が非課税の方には通知をしません。

・今年度、新たに引き落とし(特別徴収)の対象となる方は、10月以降引き落とし(特別徴収)が始まります。それまでは、従来どおりの支払い方法となります。

■次に当てはまる方は公的年金からの引き落とし(特別徴収)の対象となりますので、これまでどおりの方法でお支払いください。

・介護保険料が公的年金から引き落とし(特別徴収)されていない方

・老齢基礎年金等から税額が引きされない方

・枕崎市から転出した方

■年金所得以外の所得(給与所得、農業所得、不動産所得などの分については、対象外です。

■4月・6月の年金引き落とし(仮徴収)で過納(納めすぎ)となる方については、還付(払い戻し)のお知らせをお送りします。

#### 問合せ

- ◎課税のことは  
税務課課税係  
TEL 72-1111 内線154・155
- ◎納付のことは  
税務課管理収納係  
TEL 72-1111 内線152・153